

男女共同参画社会の実現

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

基本目標

施策の方向 【条例の条項】

取組むべき施策 -

1 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく個人として能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の醸成を図り、性別による固定的な役割分担意識の解消、男女の人権侵害の防止に努める。

(1) 男女平等意識の啓発に努める 【第3条 男女の個人としての尊厳の尊重】
男女が個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されるよう啓発に努める。

(2) 男女共同参画に関する教育・学習を推進する 【第19条 教育分野での取組等】
教育の分野での取組が重要であることを考慮し、教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心・理解が増進するように努める。

(3) 女性の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶に努める 【第21条 性別による権利侵害の禁止】
性別に 【第22条 性別による権利侵害等に関する相談への対応】

(4) 生涯を通じた男女の健康を支援する 【第3条 男女の生涯にわたる健康の確保】
男女が互いの性を理解し、生涯に渡り健康な生活を営むことができるよう啓発や情報提供に努める。

2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会を確保するとともに、リーダー養成などの人材育成に努める。

(5) 地域社会における男女共同参画の促進に努める 【第20条 地域での取組等】
地域社会において男女が共に参画できるよう努める。

(6) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進に努める 【第3条 方針の立案及び決定への参画機会の確保】
【第14条 積極的改善措置】
男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に男女が対等に参画できるよう努め、必要があるときは積極的改善措置をする。

(7) 国際交流・協力における男女共同参画の促進に努める 【第3条 国際社会における動向の留意と協調等】
国際社会の動向に留意・協調して男女共同参画の推進に努める。

(8) 指導者の育成に努める 【第10条 人材の育成】
男女共同参画の推進を率先して行う人材の育成に努める。

3 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現に向けた環境を整えるため、家庭生活における活動と職場その他の活動を両立して行うことができるように社会的支援の充実に努める。

(9) 家庭・地域生活と職業生活の両立支援に努める 【第3条 家庭生活における活動と他の活動との両立】
【第17条 家庭での取組等】
男女が家庭生活とそれ以外の活動とを両立できるよう社会的支援に努める。

(10) 就業の分野における環境の整備を促進する 【第18条 職場での取組等】
就業の分野において男女が対等に参画できるように働きかける。

(11) 高齢社会における生活環境の整備に努める 【第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択】
高齢期における男女が生き生きと暮らせる環境を整備するとともに、家族の介護負担を軽減するよう努める。

(12) ひとり親家庭、障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める 【第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択】
障害等をもつ男女が生き生きと暮らせる環境を整備するとともに、家族の介護負担を軽減するよう努める。

(13) 市民団体との連携、活動の支援をおこなう 【第11条 活動の支援】
市民団体の男女共同参画の推進に関する活動に、情報提供・助言等の支援を行うよう努める。

男女共同参画を推進する体制の整備・充実

(14) 総合的な推進体制を充実する

(15) 国・県・市町村と連携する

(16) 活動拠点を整備する

- 1 男女平等意識の啓発事業の推進
- 2 職員の啓発のための研修・制度
- 1 子どものときから性別にとらわれない教育等の支援
- 2 男女平等意識を育む学校教育の推進
- 3 男女の性別にとらわれない家庭教育・社会教育の充実
- 4 メディアリテラシーの向上
- 1 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進
- 2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 3 相談事業の充実
- 4 性の商品化の防止
- 5 広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進
- 1 リプロダクティブ・ヘルツ&ライツに関する知識の普及
- 2 性の尊重を促進する教育・学習機会の充実
- 3 生涯を通じた女性の健康づくりの推進
- 1 男女の地域社会活動への参加促進
- 1 女性の管理職への登用促進
- 2 審議会等への女性の登用促進
- 3 家族的経営への女性の参画
- 1 市内在住の外国人に対する支援
- 2 国際理解教育・啓発活動の推進
- 3 市民の自主的な国際交流活動の支援
- 1 女性の人材発掘と育成
- 2 地域社会活動組織の女性リーダーの養成
- 3 国際的視野を持つ女性リーダーの養成
- 4 女性の人材に関する情報の整備
- 1 就労意識の啓発
- 2 子育て・介護と仕事の両立支援
- 3 地域における子育て・介護支援
- 1 職業能力開発の促進
- 2 再雇用支援の推進
- 3 男女雇用機会均等法の普及と啓発
- 4 就業環境の改善意識の啓発
- 5 女性の起業に対する支援
- 1 高齢期の生活基盤の整備
- 2 高齢期の生きがい対策の充実
- 3 介護予防
- 1 ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実
- 2 障害のある人の生活の安定と福祉の充実
- 1 あらゆる市民組織との連携
- 1 庁内推進体制の充実・強化
- 2 男女共同参画審議会の設置
- 3 市民との連携組織の検討
- 1 国・県・市町村等との情報交換の充実
- 2 市町村間の広域的な研究・研修の開催
- 3 全国的な関係機関・団体との連携強化
- 1 活動拠点施設の充実